



# 鳥取県公報

平成18年3月31日(金)  
号外第54号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (32) (行政経営推進課) ..... 3

———公布された規則のあらまし———

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

組織改正等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 組織改正による改正

東部総合事務所及び八頭総合事務所の新設その他の組織改正に伴い、規定を整備。

(2) 公文書に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。

ア 告示、公告その他の公文書の公示について、地方機関の所管に係る指定管理者に関するもの（地方機関の長専決）を追加。

イ 通達等の軽易なものについて、法令により知事の名において処理することが求められる定型文書（報酬等の支払調書及び公用車の継続検査申請書に限る。）（課長専決及び地方機関の長専決）を追加。

ウ 鳥取県個人情報保護条例に関する事務について、次の事務等を追加。

(ア) 個人情報取扱事務の登録等について、地方機関が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るもの（地方機関の長委任決裁）を追加。

(イ) 事案の移送の決定を、次のとおり新設。

区 分	決裁権者
本庁管理の個人情報に係るもの	重要なもの 部長委任決裁
	軽易なもの 課長委任決裁
地方機関管理の個人情報に係るもの	地方機関の長委任決裁

(ウ) 個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長を、次のとおり新設。

区 分	決裁権者
特に重要なもの	知事決裁
本庁管理の個人情報に係るもの	重要なもの 部長委任決裁
	軽易なもの 課長委任決裁

地方機関管理の個人情報に係るもの

地方機関の長委任決裁

(3) 事務管理及び庶務に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。

ア 事務又は事業についての計画又は実施方針の決定の重要なもの及び軽易なものについて、地方機関が要求した予算に係るもの（地方機関の長委任決裁）を追加。

イ 知事の名において締結することが適当な協定書、覚書等の締結について、指定管理者との協定書（部長専決及び地方機関の長専決）を追加。

ウ 後援名義使用の承諾を、次のとおり追加。

区 分	決裁権者
別に定める基準に適合し、直近3年間に実績がないもの	部長委任決裁
別に定める基準に適合し、直近3年間に実績があるもの	課長委任決裁
別に定める基準に適合し、事業等がおおむね一の総合事務所の所管区域に限られるもの（総合事務所に限る。）	地方機関の長委任決裁

エ その他の事務の重要なもの及び軽易なものに地方機関の所管に係る指定管理者に関するもの（地方機関の長専決）を追加。

(4) 組織及び人事管理に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。

庶務を集中処理するため、規定を整備。

(5) 指導監督に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。

ア 許可等その他の行政処分の重要なもの及び軽易なものについて、地方機関の所管に係る指定管理者に関するもの（地方機関の長専決）を追加。

イ 検査等その他の監督の重要なもの及び軽易なものについて、地方機関の所管に係る指定管理者に関するもの（地方機関の長委任決裁）を追加。

ウ 鳥取県行政手続条例に関する事務に次の事務等を追加。

(ア) 申請者以外からの意見の聴取等について委任決裁を、次のとおり追加。

区 分	決裁権者
部長に委任された事務に係るもの	部長委任決裁
局長に委任された事務に係るもの	局長委任決裁
課長に委任された事務に係るもの	課長委任決裁
地方機関の長に委任された事務に係るもの	地方機関の長委任決裁

(イ) 事前協議期間の設定等（部長専決）を新設。

(6) 争訟等に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。

告発に関するものについて、軽易なもの（部長専決）を追加。

(7) 補助金等及び会計に関する事務（本庁における会計に関する事務）に係る事務処理権限の区分を次のように改める。

補助金等に係る事務について地方機関の長による決裁区分を次のとおり追加。

区 分	決裁権者
交付要綱の決定、変更及び廃止の重要なもの及び軽易なもの	地方機関が要求した予算に係るもの

交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分	地方機関の長委任決裁
概算払の決定	
検査の実施	

- (8) 公有財産の管理に関する事務に係る事務処理権限の区分を次のように改める。  
鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例に関する事務を、次のとおり追加。

区 分	決裁権者
職務発明の認定及び特許を受ける権利等の県への承継の決定	知事決裁
特許審査請求をしないこと又は特許権の継続保有の放棄の決定	
特許出願若しくは特許を受ける権利の承継の届出又は特許権の移転の登録	課長専決
特許権の実施の許諾	

- (9) 法令等の制定改廃等による改正

障害者自立支援法の制定その他の根拠法令の制定改廃等に伴い、規定を整備。

- (10) その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 4 施行期日等

- (1) 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(9)の一部は、同年10月1日とする。  
(2) 鳥取県労働委員会事務局組織規則について所要の改正を行う。

## 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第32号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下この条において「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加

別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正後表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																																																								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、農史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、市町村振興室、地域生活支援室、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、企画推進室、産学官連携推進室、機械素材研究所、食品開発研究所、雇用政策室、企画調整室、地域農業基盤室、林産振興室、水産振興室、市場開拓室、地産地消推進室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(13) 総括補佐 組織規則第16条第5項に規定する課長補佐(同条第6項の規定により課長補佐を2名以上置く場合あっては、当該課の事務を総括する課長補佐)をいう。ただし、課長補佐を置かない場合あっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の吏員をいう。</p> <p>(14) 部長、局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第1項の規定により置かれる部等、局又は課の長をいう。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 本庁の部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとりとする。ただし、本庁の部長の専決事項のうち人権局長、庶務集中局長又は水産振興局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当する本庁の部長の専決事項を人権局長、庶務集中局長又は水産振興局長の専決事項とみなす。</p> <p>2 略</p> <p>3 人権局、庶務集中局及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとりとする。</p> <p>4～7 略</p> <p>(委任決裁事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第3までに掲げる事項(知事並びに本庁の部長、人権局長、庶務集中局長、水産振興局長及び本庁の課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の名において決裁させることができる。</p> <p>3 前項の規定により本庁の部長、人権局長、庶務集中局長、水産振興局長及び本庁の課長が事務を正当決裁権者の名において決裁させることとしたときは、その内容を速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>4 前4項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項(公文書に関する事務に限る。)のうち特に軽易なものについては、正当決裁権者があらかじめ定める職員に委任する。</p> <p>5 略</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める吏員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本庁又は地方機関の別</th> <th style="width: 30%;">正当決裁権者</th> <th style="width: 30%;">第1順位者</th> <th style="width: 30%;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本庁</td> <td>(1)及び(2) 略 (3) 部長</td> <td>次長(次長に相当するものを含む。以下この表において同じ。)を置く部等 次長又は局長 次長を置かない部等 主務課長</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 局長</td> <td>主務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方機関</td> <td>(1) 次長及び課を置く地方機関の長</td> <td>次長</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 次長を置く地方機関の長</td> <td>次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)及び(4) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p>	本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	1 本庁	(1)及び(2) 略 (3) 部長	次長(次長に相当するものを含む。以下この表において同じ。)を置く部等 次長又は局長 次長を置かない部等 主務課長	主務課長		(4) 局長	主務課長			(5) 略			2 地方機関	(1) 次長及び課を置く地方機関の長	次長	主務課長		(2) 次長を置く地方機関の長	次長			(3)及び(4) 略			<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、法制室、営繕室、給与管理室、市町村税制支援室、鳥取砂丘室、地域生活支援室、環境管理推進室、地球温暖化対策室、水環境室(環境政策課の内部組織であるものに限る。)、環境産業育成室、企画推進室、産学官連携推進室、企業立地推進室、機械素材研究所、食品開発研究所、雇用政策室、企画調整室、普及技術指導室、和牛全共室、地域農業基盤室、林産振興室、林業専門技術員室、水産振興室、地産地消推進室、高速道路推進室及び工事検査室の長をいう。</p> <p>(13) 総括補佐 組織規則第15条第2項に規定する課長補佐(同条第3項の規定により課長補佐を2名以上置く場合あっては、当該課の事務を総括する課長補佐)をいう。ただし、課長補佐を置かない場合あっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の吏員をいう。</p> <p>(14) 部長、局長又は課長 それぞれ組織規則第15条第1項の規定により置かれる部等、局又は課の長をいう。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 本庁の部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとりとする。ただし、本庁の部長の専決事項のうち人権局長又は水産振興局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当する本庁の部長の専決事項を人権局長又は水産振興局長の専決事項とみなす。</p> <p>2 略</p> <p>3 人権局及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとりとする。</p> <p>4～7 略</p> <p>(委任決裁事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第3までに掲げる事項(知事並びに本庁の部長、人権局長、水産振興局長及び本庁の課長に係るものに限る。)のうち特に必要があると認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める吏員に専決させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により本庁の部長、人権局長、水産振興局長及び本庁の課長が事務を専決させることとしたときは、その内容を速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項(公文書に関する事務に限る。)のうち特に軽易なものについては、本庁の課又は地方機関の内部組織の長に委任する。</p> <p>5 略</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める吏員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本庁又は地方機関の別</th> <th style="width: 30%;">正当決裁権者</th> <th style="width: 30%;">第1順位者</th> <th style="width: 30%;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 本庁</td> <td>(1)及び(2) 略 (3) 部長</td> <td>次長を置く部 次長又は局長 次長を置かない部 主務課長</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 局長(文化観光局長を除く。)</td> <td>主務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方機関</td> <td>(1) 次長、副局長又は副所長及び課を置く地方機関の長</td> <td>次長、副局長又は副所長</td> <td>主務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 次長、副局長又は副所長を置く地方機関の長</td> <td>次長、副局長又は副所長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)及び(4) 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p>	本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	1 本庁	(1)及び(2) 略 (3) 部長	次長を置く部 次長又は局長 次長を置かない部 主務課長	主務課長		(4) 局長(文化観光局長を除く。)	主務課長			(5) 略			2 地方機関	(1) 次長、副局長又は副所長及び課を置く地方機関の長	次長、副局長又は副所長	主務課長		(2) 次長、副局長又は副所長を置く地方機関の長	次長、副局長又は副所長			(3)及び(4) 略		
本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																																																						
1 本庁	(1)及び(2) 略 (3) 部長	次長(次長に相当するものを含む。以下この表において同じ。)を置く部等 次長又は局長 次長を置かない部等 主務課長	主務課長																																																						
	(4) 局長	主務課長																																																							
	(5) 略																																																								
2 地方機関	(1) 次長及び課を置く地方機関の長	次長	主務課長																																																						
	(2) 次長を置く地方機関の長	次長																																																							
	(3)及び(4) 略																																																								
本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																																																						
1 本庁	(1)及び(2) 略 (3) 部長	次長を置く部 次長又は局長 次長を置かない部 主務課長	主務課長																																																						
	(4) 局長(文化観光局長を除く。)	主務課長																																																							
	(5) 略																																																								
2 地方機関	(1) 次長、副局長又は副所長及び課を置く地方機関の長	次長、副局長又は副所長	主務課長																																																						
	(2) 次長、副局長又は副所長を置く地方機関の長	次長、副局長又は副所長																																																							
	(3)及び(4) 略																																																								

別表第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第1条関係)  
共通事項に係る事務処理権限

種 類	事 項 内 容	事 務 処 理 権 限 の 区 分																		
		知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者														
			部長	課長	総括 権左 関の長	副知事	部長	局長	課長	総括 権左 関の長	副知事	部長	局長	課長	総括 権左 関の長					
一 公文書に関する事務	1～3 略 4 告示、公告その他の公文書の公示 (一) (二)以外のもの (二) 地方機関の所管に係る指定管理者に関するもの			<input type="checkbox"/>																
	5 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促 (一) 知事の名において処理することが適当であるもの (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) 軽易なもの イ 法令により知事の名において処理することが認められる定型文書（解釋等の支払調書及び公用車の路線運賃査定申請書に限る。） ロ イ以外のもの (二) (一)以外のもの (1) 地方機関の長に委任された事務に係るもの (2) (1)以外の事務に係るもの イ 重要なもの ロ イのうち局長の名において処理することが適当であるもの ハ 軽易なもの	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>													<input type="checkbox"/>
	6 鳥取県個人情報保護条例（平成17年鳥取県条例第3号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消 (1) 地方機関が要求した記録に係る事業で取り扱う個人情報に係るもの (2) (1)以外のもの (二) 同条例第4条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存左通知及び期間の延長並びに同条例第8条の2の規定による開示請求を拒否する決定 (1) 本庁が管理している個人情報に係るもの イ 重要なもの ロ 軽易なもの (2) 地方機関が							<input type="checkbox"/>												<input type="checkbox"/>

別表第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第1条関係)  
共通事項に係る事務処理権限

種 類	事 項 内 容	事 務 処 理 権 限 の 区 分																			
		知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者															
			部長	課長	総括 権左 関の長	副知事	部長	局長	課長	総括 権左 関の長	副知事	部長	局長	課長	総括 権左 関の長						
一 公文書に関する事務	1～3 略 4 告示、公告その他の公文書の公示			<input type="checkbox"/>																	
	5 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促 (一) 知事の名において処理することが適当であるもの (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) 軽易なもの (二) (一)以外のもの (1) 地方機関の長に委任された事務に係るもの (2) (1)以外の事務に係るもの イ 重要なもの ロ イのうち局長の名において処理することが適当であるもの ハ 軽易なもの	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>														<input type="checkbox"/>
	6 鳥取県個人情報保護条例（平成17年鳥取県条例第3号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消 (二) 同条例第4条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存左通知及び期間の延長 (1) 本庁が管理している個人情報に係るもの イ 重要なもの ロ 軽易なもの (2) 地方機関が							<input type="checkbox"/>													<input type="checkbox"/>

<p>管理している個人情報に係るもの</p> <p>(三) 同条例第8条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移譲の決定</p> <p>(1) 本庁が管理している個人情報に係るもの</p> <p>イ 重要なもの</p> <p>ロ 軽易なもの</p> <p>(2) 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p> <p>(四) 同条例第9条第1項の規定による口頭より開示請求ができる個人情報の決定</p> <p>(五) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長</p> <p>(1) 特に重要なもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 本庁が管理している個人情報に係るもの</p> <p>イ 重要なもの</p> <p>ロ 軽易なもの</p> <p>ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p> <p>(六) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長</p> <p>(1) 特に重要なもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 本庁が管理している個人情報に係るもの</p> <p>イ 重要なもの</p> <p>ロ 軽易なもの</p> <p>ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p> <p>(七) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理</p> <p>(1) 特に重要なもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 本庁が管理している個人情報に係るもの</p> <p>イ 重要なもの</p> <p>ロ 軽易なもの</p> <p>ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p>																																		
<p>7 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する知事の権限に係るもの</p>																																		
<p>管理している個人情報に係るもの</p> <p>(三) 同条例第9条第1項の規定による口頭より開示請求ができる個人情報の決定</p> <p>(四) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長</p> <p>(1) 特に重要なもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 本庁が管理している個人情報に係るもの</p> <p>イ 重要なもの</p> <p>ロ 軽易なもの</p> <p>ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p> <p>(五) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理</p> <p>(1) 特に重要なもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 本庁が管理している個人情報に係るもの</p> <p>イ 重要なもの</p> <p>ロ 軽易なもの</p> <p>ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p>																																		
<p>7 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する知事の権限に係るもの</p>																																		

する事務のうち次に掲げるもの

(一) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定

(1) 特ご重要なもの ○

(2) (1)以外のもの

イ 本庁が保有している公文書に係るもの

(イ) 全部開示の決定

a 重要なもの ○

b 軽易なもの ○

(ロ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存の決定並びに存否応答拒否の決定

a 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事別記に定める特定の非開示情報を非開示とするもの ○

b a以外のもの ○

ロ 地方機関が保有している公文書に係るもの

(イ) 全部開示の決定 ○

(ロ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存の決定並びに存否応答拒否の決定

a 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事別記に定める特定の非開示情報を非開示とするもの ○

b a以外のもの ○

(二) 同条例第7条第2項の規定による決定期間の延長並びに同条例第4項及び第5項の規定による期間の延長の特例の決定

(1) 特ご重要なもの ○

(2) (1)以外のもの ○

(三) 同条例第9条第3項の規定による出資法人に対する指導

(1) 重要なもの ○

(2) 軽易なもの ○

8 略

二 事務管理及び庶務に関する

1 略

2 事務又は事業についての計画又は実施

する事務のうち次に掲げるもの

(一) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定

(1) 特ご重要なもの ○

(2) (1)以外のもの

イ 本庁が保有している公文書に係るもの

(イ) 全部開示の決定

a 重要なもの ○

b 軽易なもの ○

(ロ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存の決定並びに存否応答拒否の決定

a 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事別記に定める特定の非開示情報を非開示とするもの ○

b a以外のもの ○

ロ 地方機関が保有している公文書に係るもの

(イ) 全部開示の決定 ○

(ロ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存の決定並びに存否応答拒否の決定

a 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事別記に定める特定の非開示情報を非開示とするもの ○

b a以外のもの ○

(二) 同条例第7条第2項の規定による決定期間の延長及び同条例第4項の規定による期間の延長の特例の決定

(1) 特ご重要なもの ○

(2) (1)以外のもの ○

(三) 同条例第9条第3項の規定による出資法人に対する指導

(1) 重要なもの ○

(2) 軽易なもの ○

8 略

二 事務管理及び庶務に関する

1 略

2 事務又は事業についての計画又は実施





	<p>(二) 出納長又は部長等に係るもの</p> <p>(三) 次長等 (次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員 (検査検査専門員及び検査専門員を除く。)をいう。以下三において同じ。)に係るもの</p> <p>(四) 地方機関の長に係るもの</p> <p>(1) 5日以上こわたり県外を旅行する場合に係るもの</p> <p>(2) (1)以外の場合に係るもの</p> <p>(五) 所屬職員に係るもの</p>																																
5～17 略																																	
18	<p>所屬職員の児童手当の受給資格及びその額の認定。ただし、本市 (自治体形所、衛生保健所、消費生活センター、産業技術センター及び農業大学校を除く。) に所屬する職員に係るものを除く。</p>																																
19 略																																	
四 指導監督に関する事務	<p>1 許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分</p> <p>(一) 特重要なもの</p> <p>(二) 重要なもの</p> <p>(1) 指定管理者に係るもの</p> <p>イ 地方機関の所管に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>(三) 軽易なもの</p> <p>(1) 指定管理者に係るもの</p> <p>イ 地方機関の所管に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>																																
2	<p>検査、調査、報告の受理、資料の提出の要求、措置命令その他の監督</p> <p>(一) 重要なもの</p> <p>(1) 指定管理者に係るもの</p> <p>イ 地方機関の所管に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>(二) 軽易なもの</p> <p>(1) 指定管理者に係るもの</p> <p>イ 地方機関の所管に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>																																
3及び4 略																																	
5	民法 (明治29年法律第99号) に規定す																																
	<p>(二) 出納長又は部長等に係るもの</p> <p>(三) 次長等 (次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員 (検査専門員を除く。)をいう。以下三において同じ。)に係るもの</p> <p>(四) 地方機関の長に係るもの</p> <p>(1) 5日以上こわたり県外を旅行する場合に係るもの</p> <p>(2) (1)以外の場合に係るもの</p> <p>(五) 所屬職員に係るもの</p>																																
5～17 略																																	
18	<p>所屬職員の児童手当の受給資格及びその額の認定</p>																																
19 略																																	
四 指導監督に関する事務	<p>1 許可、認可、免許、承認、指定、命令、裁決、決定、取消しその他の行政処分</p> <p>(一) 特重要なもの</p> <p>(二) 重要なもの</p> <p>(三) 軽易なもの</p>																																
2	<p>検査、調査、報告の受理、資料の提出の要求、措置命令その他の監督</p> <p>(一) 重要なもの</p> <p>(二) 軽易なもの</p>																																
3及び4 略																																	
5	民法 (明治29年法律第99号) に規定す																																



	<p>された事務に係るもの</p> <p>(2) 局長に委任された事務に係るもの</p> <p>(3) 課長に委任された事務に係るもの</p> <p>(4) 地方機関の長に委任された事務に係るもの</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもの以外のもの</p> <p>(七) 同条例第24条の2第1項の規定による事前協議期間の決定</p> <p>(八) 同条例第24条の3第2項の規定による事前協議の処置に関する異議の申出への対応</p> <p>(九) 同条例第25条の規定による複数の者に対する行政指導に共通してその内容となる事項の決定</p> <p>(1) 部長に委任された事務に係るもの</p> <p>(2) 局長に委任された事務に係るもの</p> <p>(3) 課長に委任された事務に係るもの</p> <p>(4) 地方機関の長に委任された事務に係るもの</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもの以外のもの</p> <p>(十) 同条例第29条第4項の規定による書類提出ごとの異議の申出への対応</p> <p>(十一) 同条例第33条第4項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出への対応</p>													
8 略														
五 争訟に関する事務	<p>1 審判請求その他の不服申立て、訴訟の提起又は和解、あっせん、調停若しくは仲裁に係る決定</p> <p>1の2 告発に関すること</p> <p>(1) (2)以外のもの</p> <p>(2) 軽易なもの</p>	○												
2～9 略														
六 略														
七 補助金及び会計に関する事務	<p>1 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給金その他の財政援助に係る事務のうち次に掲げるものの</p> <p>(一) 交付要綱の決定、変更及び廃止</p> <p>(1) 特に重要なもの</p> <p>(2) 重要なもの</p> <p>イ 地方機関が要求した予算に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p>	○												
七 補助金及び会計に関する事務														
六 略														
七 補助金及び会計に関する事務														
六 略														
七 補助金及び会計に関する事務														
六 略														
七 補助金及び会計に関する事務														
六 略														

<p>(3) 軽易なもの イ 地方機関が要求した予算に係るもの ロ イ以外のもの の (二) 交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分 (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの イ 部長が別に定めるもの ロ イ以外のもの の (イ) 地方機関が要求した予算に係るもの (ロ) (イ)以外のもの (三) 概算の決定 (1) 部長が別に定めるもの (2) (1)以外のもの イ 地方機関が要求した予算に係るもの ロ イ以外のもの の (四) 検査の実施 (1) 部長が別に定めるもの (2) (1)以外のもの イ 地方機関が要求した予算に係るもの ロ イ以外のもの の</p>										
<p>2 会計に関する事務 (一) 地方機関が令達された予算の執行その他地方機関における会計に関する事務 (二) 本庁における会計に関する事務 (1) 支出使財行為(地方自治法施行令第60条の2第2号に掲げる経費の債務が確定する前に包括的に行う支出使財行為を除く。)イ 1件2,000万円以上のもの (イ) 部長が別に定めるもの (ロ) (イ)以外のもの ロ 1件2,000万円未満のもの (2) 支出命令(地方自治法施行令第60条の2第2号に掲げる経費の債務が確定する前に包括的に行う支出使財行為を除く。)イ 1件1,000万円以上のもの ロ 1件1,000万円未満のもの (3) 歳入金の調定 イ 事後調定 ロ イ以外の歳入金の調定</p>										
<p>(3) 軽易なもの (二) 交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分 (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの イ 部長が別に定めるもの ロ イ以外のもの の (三) 概算の決定 (1) 部長が別に定めるもの (2) (1)以外のもの (四) 検査の実施に係る通知 (1) 部長が別に定めるもの (2) (1)以外のもの</p>										
<p>2 会計に関する事務 (一) 地方機関が令達された予算の執行その他地方機関における会計に関する事務 (二) 本庁における会計に関する事務 (1) 支出使財行為(地方自治法施行令第60条の2第1項第2号に掲げる経費の債務が確定する前に包括的に行う支出使財行為を除く。)イ 1件2,000万円以上のもの (イ) 部長が別に定めるもの (ロ) (イ)以外のもの ロ 1件2,000万円未満のもの (2) 支出命令(地方自治法施行令第60条の2第1項第2号に掲げる経費の債務が確定する前に包括的に行う支出使財行為を除く。)イ 1件1,000万円以上のもの ロ 1件1,000万円未満のもの (3) 歳入金の調定 イ 事後調定 ロ イ以外の歳入金の調定</p>										





5 同法第4条の2第2項の規定による行政書士法人が法律に違反した場合等における戒告又は業務の停止										○				
6 同法第6条の2の規定による行政書士の会則の制定又は変更の認可											○			
7 同法第8条の6の規定による行政書士会に対する報告の要求又は業務についての勧告											○			

二 略

二 民法 (明治29年法律第99号) に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	1 同法第8条第2項の規定による定款の変更の認可										○			
	2 同法第7条第2項又は第3項の規定による業務の監督上必要な命令等											○		
	3 同法第1条の規定による公益法人の設立許可の取消し	○												
	4 同法第2条第2項の規定による残余財産の処分許可											○		
	5 同法第7条第1項の規定による解散の届出等の受理												○	
	6 同法第33条の規定による清算終了の届出の受理												○	

三 略

四 農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	1 同法第142条の2の規定による農業共済組合に対するその業務又は会計に関する報告の徴収又は検査													○
	2 同法第142条の3の規定による農業共済組合に対するその業務又は会計の状況に関する常例の検査													○
	3 同法第142条の4の規定による組合員の請求に係る農業共済組合の業務又は会計の状況の検査													○
五 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	1 同法第3条の2第1項の規定による全国中央会の監査実施計画確定のための全国中央会への意見の提出													○
	2 同法第30条第1項の規定による組合又は農事組合法人に対する報告の徴収又は資料の提出の命令													○
	3 同法第34条の規定による業務又は会計の状況の検査 (一) 同法第4項の規定による検査 (二) (一)以外のもの													○

二 略

三 略

六 森林組合法(昭和63年法律第36号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	1 同法第110条の規定による組合の業務又は財産状況の報告の徴収							○			
	2 同法第111条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査 (一) 同条第4項の規定による検査 (二) (一)以外のもの							○			
七 森林組合法施行令(昭和63年政令第286号)第8条の規定により知事の権限に属するものとされた森林組合法に基づく事務のうち次に掲げるもの	1 同法第110条の規定による森林組合連合会の業務又は財産状況の報告の徴収	○									
八 水産業協同組合法(昭和63年法律第242号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	1 同法第122条第1項又は第2項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令							○			
	2 同法第123条の規定による業務又は会計の状況の検査 (一) 同条第4項の規定による検査 (二) (一)以外のもの							○			

九 略

十 略

政策 法 務 室	一 鳥取県公報密行規則(平成5年鳥取県規則第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第5号の規定による特に必要な事実の認定							○			
		2 同規則第3条第4項の規定による特に必要な事実の認定							○			
		3 同規則第5条の規定による必要な箇所の決定								○		
		4 同規則第6条第2項の規定による申込みの受諾								○		
		5 同規則第6条第3項の規定による購読中止届の受理								○		
二 行政書士法(昭和26年法律第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第3項の規定により知事の権限に属するものとされた同条第1項の規定による行政書士試験の施行	○										
		2 同法第3条の2第1項の規定による行政書士又は行政書士法人の事務所の立入検査							○			
		3 同法第4条第1項の規定による行政書士が法律に違反した場合等における戒告、業務の停止又は業務の禁止								○		
		4 同法第4条の2第1項の規定による行								○		

四 略

五 略



	政書士法人が法律に違反した場合等における戒告、業務の停止又は解散																			
5	同法第4条の2第2項の規定による行政書士法人が法律に違反した場合等における戒告又は業務の停止							○												
6	同法第6条の2の規定による行政書士の会取組制度又は変更の認可								○											
7	同法第8条の6の規定による行政書士会に対する報告の要求又は業務について									○										

略

管財課 一～五 略

六 営繕工事に係る知事 の権限に属 する事務	1 営繕工事に係る起 工の決定 (一) 請負対象額計 金額 (請負契約の 対象となる部分の 設計金額をいう。 管轄課の項の六及 び七はこまゝて同じ。 ) が5億円以上 の工事に係るもの	○																			
	(二) 請負対象額計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの イ 建築工事に 係るもの (イ) 工事費 が1億円以 上の工事に 係るもの (ロ) 工事費 が1億円未 満の工事に 係るもの a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会議場 の工事に 係るもの b a以外 のもの (a) 東 部総合事 務所 及び八 幡総合事 務所の管 轄区域に 係るもの	○																			
	(b) 中 部総合事 務所の管 轄区域に 係るもの (c) 西 部総合事 務所 及び日 野総合事 務所の管 轄区域に													○	東部総合事務 所長						

略

管財課 一～五 略

六 営繕工事に係る知事 の権限に属 する事務	1 営繕工事に係る起 工の決定 (一) 請負対象額計 金額 (請負契約の 対象となる部分の 設計金額をいう。 管轄課の項の六及 び七はこまゝて同じ。 ) が5億円以上 の工事に係るもの	○																			
	(二) 請負対象額計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの イ 建築工事に 係るもの (イ) 工事費 が1億円以 上の工事に 係るもの (ロ) 工事費 が1億円未 満の工事に 係るもの a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会議場 の工事に 係るもの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び日 野地方 県土整 備局の管 轄区域に 係るもの	○																			
	(b) 中 部総合事 務所の管 轄区域に 係るもの (c) 西 部総合事 務所 及び日 野総合事 務所の管 轄区域に																				

鳥取地方県土  
整備局長

中部総合事務  
所長

西部総合事務  
所長

<p>係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの a 営業費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八雲総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	○	○	○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長
<p>2 営繕工事に係る設計の変更 (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2事以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象総計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの a 営業費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの</p>	○	○	○	○	○
<p>係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの a 営業費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取県地方県土整備局長 (b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (c) 西部総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○ 鳥取県地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長
<p>2 営繕工事に係る設計の変更 (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2事以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象総計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの a 営業費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの</p>	○	○	○	○	○

(a) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの	○ 東部総合事務 所長	(a) 鳥取 地方県土 整備局及 び八頭地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの	○ 鳥取地方県土 整備局長
(b) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの	○ 中部総合事務 所長	(b) 中部 総合事務 所の管轄 区域に係 るもの	○ 中部総合事務 所長
(c) 西部 総合事務 所及び田 原総合事 務所の所 管区域に 係るもの	○ 西部総合事務 所長	(c) 西部 総合事務 所及び田 原総合事 務所の管 轄区域に 係るもの	○ 西部総合事務 所長
ロ 設備工事に 係るもの		ロ 設備工事に 係るもの	
(イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の	○	(イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の	○
(ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の		(ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の	
a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事に係 るもの	○	a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事に係 るもの	○
b a以外 のもの		b a以外 のもの	
(a) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの	○ 東部総合事務 所長	(a) 鳥取 地方県土 整備局及 び八頭地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの	○ 鳥取地方県土 整備局長
(b) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの	○ 中部総合事務 所長	(b) 中部 総合事務 所の管轄 区域に係 るもの	○ 中部総合事務 所長
(c) 西部 総合事務 所及び田 原総合事 務所の所 管区域に 係るもの	○ 西部総合事務 所長	(c) 西部 総合事務 所及び田 原総合事 務所の管 轄区域に 係るもの	○ 西部総合事務 所長
3 営繕工事に係る請 負契約の締結を随意 契約の方法によるこ との決定(3の2の 場合を除く。)		3 営繕工事に係る請 負契約の締結を随意 契約の方法によるこ との決定(3の2の 場合を除く。)	
(一) 請負対価総計 金額が5億円以上 の工事に係るもの	○	(一) 請負対価総計 金額が1億円以上 の工事に係るもの	○
(二) 請負対価総計 金額が5億円未満 の工事に係るもの		(二) 請負対価総計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの	○
(1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの	○	(三) 請負対価総計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの	
(2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの		(1) 営繕費に係 る本庁舎及び議 会棟の工事に係 るもの	○
イ 建築工事に 係るもの (イ) 工事費 が1億円以 上の工事に 係るもの	○	(2) (1)以外の もの イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るもの	○ 鳥取地方県土 整備局長
(ロ) 工事費 が1億円未 満の工事に 係るもの			

	<p>a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八咫総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八咫総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	○						<p>の</p> <p>ロ 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>
	<p>3の2 営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること（技術提案型の随意契約の場合に限る。）</p> <p>(一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外の</p>	○						<p>3の2 営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること（技術提案型の随意契約の場合に限る。）</p> <p>(一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外の</p>	○

<p>もの イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						○	東部総合事務所 所長																					○	鳥取地方県土整備局長					
<p>4 管轄工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (イ) 管轄費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 管轄費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の</p>		○				○	東部総合事務所 所長																					○	鳥取地方県土整備局長					
<p>もの イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>						○	鳥取地方県土整備局長																						○	鳥取地方県土整備局長				
<p>4 管轄工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (イ) 管轄費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 管轄費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土</p>		○				○	鳥取地方県土整備局長																					○	鳥取地方県土整備局長					


<p>となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八雲総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	東部総合事務所長	<p>となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局長</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	鳥取地方県土整備局長	中部総合事務所長	西部総合事務所長
7 略							
<p>8 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(一) 請負対象総計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象総計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 請負対象総計金額が1億円以上に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもので東部総合事務所及び八雲総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもので中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ニ) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもので西部総合事務</p>	○	東部総合事務所長	<p>8 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(一) 請負対象総計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象総計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 請負対象総計金額が1億円以上に係るもので鳥取地方県土整備局長及び八雲総合事務所長の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもので鳥取地方県土整備局長及び八雲総合事務所長の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 請負対象総計金額が2億円未満の工事に係るもので中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ニ) 請負対象総計金額が2億円未満の工事に係るもので西部総合事務</p>	○	鳥取地方県土整備局長	中部総合事務所長	西部総合事務所長





<p>務所及び丹野 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>(3) 請負対象設 計金額が1億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>イ 東部総合事 務所及び八重 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事 務所及び丹野 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>(二) 設備工事に係 るもの</p> <p>(1) 営繕費に係 る本庁舎及び議 会棟の工事に係 るもの</p> <p>(2) 請負対象設 計金額が2,000 万円以上の工事 に係るもの</p> <p>イ 東部総合事 務所及び八重 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事 務所及び丹野 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>(3) 請負対象設 計金額が 2,000万円未 満の工事に係 るもの</p> <p>イ 東部総合事 務所及び八重 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p> <p>ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事 務所及び丹野 総合事務所の 所管区域に係 るもの</p>						<p>所長</p>																											<p>所長</p>
<p>2 同規則第4条第1 項(同規則第20条及 び第23条において準 用する場合を含む。) の規定による予定 価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計 金額が2億円未満 の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に 係るもの</p> <p>イ 請負対象設 計金額が1億 円以上の工事 に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設 計金額が1億 円未満の工事 に係るもの</p>																																	
<p>務所及び丹野 総合事務所の 管轄区域に係 るもの</p> <p>(3) 請負対象設 計金額が1億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>イ 鳥取地方県 土整備局及び 八重地方県土 整備局の管轄 区域に係るも の</p> <p>ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事 務所及び丹野 総合事務所の 管轄区域に係 るもの</p> <p>(二) 設備工事に係 るもの</p> <p>(1) 営繕費に係 る本庁舎及び議 会棟の工事に係 るもの</p> <p>(2) 請負対象設 計金額が2,000 万円以上の工事 に係るもの</p> <p>イ 鳥取地方県 土整備局及び 八重地方県土 整備局の管轄 区域に係るも の</p> <p>ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事 務所及び丹野 総合事務所の 管轄区域に係 るもの</p> <p>(3) 請負対象設 計金額が 2,000万円未 満の工事に係 るもの</p> <p>イ 鳥取地方県 土整備局及び 八重地方県土 整備局の管轄 区域に係るも の</p> <p>ロ 中部総合事 務所の管轄区 域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事 務所及び丹野 総合事務所の 管轄区域に係 るもの</p>						<p>所長</p>																											<p>所長</p>
<p>2 同規則第4条第1 項(同規則第20条及 び第23条において準 用する場合を含む。) の規定による予定 価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計 金額が2億円未満 の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に 係るもの</p> <p>イ 請負対象設 計金額が1億 円以上の工事 に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設 計金額が1億 円未満の工事 に係るもの</p>																																	

		<p>(イ) 営繕費に係る村庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八雲総合事務所の管内区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管内区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び丹野総合事務所の管内区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る村庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八雲総合事務所の管内区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管内区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び丹野総合事務所の管内区域に係るもの</p>	○																														
		<p>3 同規則第5条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○																														
		<p>(イ) 営繕費に係る村庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八雲地方県土整備局の管内区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管内区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び丹野総合事務所の管内区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る村庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八雲地方県土整備局の管内区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管内区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び丹野総合事務所の管内区域に係るもの</p>	○																														
		<p>3 同規則第5条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○																														

	<p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び丹野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○				○	東部総合事務所長											
<p>4 同規則第9条第1項の規定による入札参加者の指名</p> <p>(一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所</p>	<p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び丹野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○				○	東部総合事務所長											
	<p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び丹野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○				○	鳥取地方県土整備局長									○	鳥取地方県土整備局長	
<p>4 同規則第9条第1項の規定による入札参加者の指名</p> <p>(一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局</p>	<p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び丹野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○				○	鳥取地方県土整備局長									○	鳥取地方県土整備局長	

<p>管区に属するもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の管区に属するもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区に属するもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管区に属するもの</p> <p>b 中部総合事務所の管区に属するもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区に属するもの</p>																																				
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管区に属するもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の管区に属するもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区に属するもの</p>																																				
<p>6 同規則第22条の規</p>																																				
<p>備置の管理 区に属するもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の管区に属するもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区に属するもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管理区に属するもの</p> <p>b 中部総合事務所の管区に属するもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区に属するもの</p>																																				
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管理区に属するもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の管区に属するもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区に属するもの</p>																																				
<p>6 同規則第22条の規</p>																																				



<p>議事棟の工事に係るもの        ロ イ以外のもの        (イ) 東部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの        (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの        (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの        (2) 設備工事に係るもの        イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの        ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの        (イ) 営繕費に係る本庁舎及び議事棟の工事に係るもの        (ロ) (イ)以外のもの          a 東部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの          b 中部総合事務所の所管区域に係るもの          c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	<p>12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更        (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの        (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの        (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの        (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの        イ 工期の変更        (イ) 建築工事に係るもの          a 請負対象設計金額が1億</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>議事棟の工事に係るもの        ロ イ以外のもの        (イ) 東部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの        (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの        (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの        (2) 設備工事に係るもの        イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの        ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの        (イ) 営繕費に係る本庁舎及び議事棟の工事に係るもの        (ロ) (イ)以外のもの          a 東部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの          b 中部総合事務所の所管区域に係るもの          c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	<p>12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更        (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの        (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの        (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの        (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの        イ 工期の変更        (イ) 建築工事に係るもの          a 請負対象設計金額が1億</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

<p>円以上の 工事に係 るもの b 請負対 象設計金 額が1億 円未満の 工事に係 るもの (a) 營 繕費に 係る本 庁舎及 び議会 棟の工 事に係 るもの (b) (a) 以外の もの I 東 部總 合事 務所 及び 八頭 総合 事務 所の 管轄 区域 に係 るもの</p>	○	○ 東部総合事務 所長	II 中 部總 合事 務所 の管 轄区 域に 係る もの	○ 中部総合事務 所長	III 西 部總 合事 務所 及び 日野 総合 事務 所の 管轄 区域 に係 るもの	○ 西部総合事務 所長	<p>(ロ) 設備工 事に係るもの a 請負対 象設計金 額が 2,000万 円以上の 工事に係 るもの b 請負対 象設計金 額が 2,000万 円未満の 工事に係 るもの (a) 營 繕費に 係る本 庁舎及 び議会 棟の工 事に係 るもの (b) (a) 以外のもの</p>	○	○
<p>円以上の 工事に係 るもの b 請負対 象設計金 額が1億 円未満の 工事に係 るもの (a) 營 繕費に 係る本 庁舎及 び議会 棟の工 事に係 るもの (b) (a) 以外の もの I 鳥 取地 方県 土整 備局 及び 八頭 地方 県土 整備 局の 管轄 区域 に係 るもの</p>	○	○ 鳥取地方県土 整備局長	II 中 部總 合事 務所 の管 轄区 域に 係る もの	○ 中部総合事務 所長	III 西 部總 合事 務所 及び 日野 総合 事務 所の 管轄 区域 に係 るもの	○ 西部総合事務 所長	<p>(ロ) 設備工 事に係るもの a 請負対 象設計金 額が 2,000万 円以上の 工事に係 るもの b 請負対 象設計金 額が 2,000万 円未満の 工事に係 るもの (a) 營 繕費に 係る本 庁舎及 び議会 棟の工 事に係 るもの (b) (a) 以外のもの</p>	○	○

<p>の I 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>	○	東部総合事務 所長	<p>の I 鳥 取 地 方 県 土 整 備 局 及 び 八 頭 地 方 県 土 整 備 局 の 管 轄 区 域 に 係 る も の</p>	○	鳥取地方県土 整備局長
<p>II 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>	○	中部総合事務 所長	<p>II 中 部 総 合 事 務 所 の 管 轄 区 域 に 係 る も の</p>	○	中部総合事務 所長
<p>III 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>	○	西部総合事務 所長	<p>III 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 管 轄 区 域 に 係 る も の</p>	○	西部総合事務 所長
<p>ロ 請負代金の 変更</p>	○		<p>ロ 請負代金の 変更</p>	○	
13 略					
<p>14 同規則第30条第4 項の規定による工事 の内容の変更等 (一) 請負対価総計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対価総計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの イ 建設工事に 係るもの (イ) 工事費 が1億円以 上の工事こ 係るもの (ロ) 工事費 が1億円未 満の工事こ 係るもの a 管理費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>	○	○	東部総合事務 所長	○	○
<p>14 同規則第30条第4 項の規定による工事 の内容の変更等 (一) 請負対価総計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対価総計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの イ 建設工事に 係るもの (イ) 工事費 が1億円以 上の工事こ 係るもの (ロ) 工事費 が1億円未 満の工事こ 係るもの a 管理費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 鳥 取 地 方 県 土 整 備 局 及 び 八 頭 地 方 県 土 整 備 局 の 管 轄 区 域 に 係 る も の</p>	○	○	○	○	○
<p>(a) 鳥 取 地 方 県 土 整 備 局 及 び 八 頭 地 方 県 土 整 備 局 の 管 轄 区 域 に 係 る も の</p>	○	鳥取地方県土 整備局長			



	<p>(b) 中部総合事務所の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び日野総合事務所の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p>					<p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p> <p>○ 東部総合事務所長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>		<p>もの</p> <p>(b) 中部総合事務所の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取県地方県土整備局及び日野地方県土整備局の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の<sup>1</sup>の管轄区域に係るもの</p>						<p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p> <p>○ 鳥取県地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>
<p>15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対価総計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対価総計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建設工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>							<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>						

<p>(ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八雲総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長
<p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八雲総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長
<p>(ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長
<p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長

<p>16 同規則第40条の2 第1項及び第2項の 規程による工事の施 工の一時中止 (一) 請負対象総計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象総計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの イ 建設工事こ 係るもの (イ) 工事費 が1億円以 上の工事こ 係るもの (ロ) 工事費 が1億円未 満の工事こ 係るもの a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 東 部総合 事務所 及び八 雲総合 事務所 の管轄 区域こ 係るも の (b) 中 部総合 事務所 の管轄 区域こ 係るも の (c) 西 部総合 事務所 及び日 野総合 事務所 の管轄 区域こ 係るも の ロ 設備工事こ 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の (ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 東 部総合 事務所 及び八 雲総合</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>16 同規則第40条の2 第1項及び第2項の 規程による工事の施 工の一時中止 (一) 請負対象総計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象総計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの イ 建設工事こ 係るもの (イ) 工事費 が1億円以 上の工事こ 係るもの (ロ) 工事費 が1億円未 満の工事こ 係るもの a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの (b) 中 部総合 事務所 の管轄 区域こ 係るも の (c) 西 部総合 事務所 及び日 野総合 事務所 の管轄 区域こ 係るも の ロ 設備工事こ 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の (ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の a 営繕費 に係る本 庁舎及び 議会棟の 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○ 東部総合事務 所長	○ 中部総合事務 所長	○ 西部総合事務 所長	○ 東部総合事務 所長	○ 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの	○ 中 部総合 事務所 の管轄 区域こ 係るも の	○ 西 部総合 事務所 及び日 野総合 事務所 の管轄 区域こ 係るも の	○ 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭	○ 鳥取地方県土 整備局長	○ 中部総合事務 所長	○ 西部総合事務 所長	○ 鳥取地方県土 整備局長																														



<p>が2,000万円以上の工事に係るもの の (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの の a 営繕に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八雲総合事務所の管轄区域に係るもの (b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	<p>が2,000万円以上の工事に係るもの の (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの の a 営繕に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取地方県土整備局及び頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (b) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長
18～22 略					18～22 略				
<p>23 同規則第8条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八雲総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>	○	○ 東部総合事務所長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長	<p>23 同規則第8条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び頭地方県土整備局に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>	○	○ 鳥取地方県土整備局長	○ 中部総合事務所長	○ 西部総合事務所長
24～28 略					24～28 略				
<p>29 同規則第9条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事</p>	○				<p>29 同規則第9条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 建設工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事</p>	○			


<p>金額が1億円未満の工事に係るもの  (1) 建設工事に係るもの  イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの  ロ イ以外のもの  (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管轄に係るもの  (ロ) 中部総合事務所及び八頭総合事務所の管轄に係るもの  (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄に係るもの  (2) 設備工事に係るもの  イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの  ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの  (イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの  (ロ) (イ)以外のもの  a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管轄に係るもの  b 中部総合事務所の管轄に係るもの  c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>32 同規則第36条第1項の規定による工事の仕様等部分等の確認  (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの  (二) (一)以外のもの  (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの  (2) 中部総合事務所に係るもの  (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>33 同規則第36条第4</p>																																	
<p>金額が1億円未満の工事に係るもの  (1) 建設工事に係るもの  イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの  ロ イ以外のもの  (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄に係るもの  (ロ) 中部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの  (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄に係るもの  (2) 設備工事に係るもの  イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの  ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの  (イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの  (ロ) (イ)以外のもの  a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄に係るもの  b 中部総合事務所の管轄に係るもの  c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				
<p>32 同規則第36条第1項の規定による工事の仕様等部分等の確認  (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの  (二) (一)以外のもの  (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの  (2) 中部総合事務所に係るもの  (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				
<p>33 同規則第36条第4</p>																																	

<p>項の規定による請負代金の部分払</p> <p>(一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八雲総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象総計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象総計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八雲総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>34 同規程第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八雲総合事務所の所管区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>項の規定による請負代金の部分払</p> <p>(一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局及び八雲地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象総計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象総計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八雲地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>34 同規程第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認</p> <p>(一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取地方県土整備局及び八雲地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○